

大和市図書館資料の貸出等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市立図書館条例施行規則（昭和31年教委規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、図書館資料の貸出等について必要な事項を定めるものとする。

(貸出しを受けることができるもの)

第2条 規則第3条の規定にある学校とは学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する学校及び第124条に規定する専修学校並びに第134条に規定する各種学校で修学年限が1年以上のものとする。

(貸出の期間)

第3条 規則第4条第1項の規定による図書館資料の貸出期間において、期間の延長を希望する場合は、当該図書館資料に対し本要領第7条に規定する予約がされていない場合に限り、貸出期間の延長の申し出があった日の翌日から起算して14日を限度として貸出期間を延長することができる。

(督促)

第4条 規則第6条に規定する督促は、図書館長が別に定める方法（以下「督促手段」という。）により行うものとする。

(貸出しの停止等)

第5条 規則第7条に規定する貸出しの停止は、返却期限の翌日から起算して45日間経過後なお、図書館資料を返却しない場合又は当該図書館資料に係る弁償を行わない場合に適用するものとする。

- 2 前項の措置の実施は、延滞者に対して督促手段により事前に通知するものとする。
- 3 第1項の貸出しの停止措置を適用する者に対しては、新たな貸出し及び貸出中その他の理由でただちに利用できない図書館資料の利用申込み（以下「予約」という。）又は、市立図書館及び学習センター図書室に所蔵していない図書館資料の利用申込み（以下「リクエスト」という。）を新たに受け付けないものとする。
- 4 度重ねての督促にも関わらず延滞図書返却に応じない者に対して、前項の措置に加えて既に受け付けている予約及びリクエストを取り消しするものとする。
- 5 貸出しの停止の措置は、延滞図書館資料がすべて返却され、又は弁償が完済されたことを確認した後、解除する。ただし、前項により取り消した予約及びリクエストは復元しないものとする。

(貸出しの手続)

第6条 規則第8条第2項の利用者カード（以下「利用者カード」という。）の交付を受けようとする者のうち、小学生以下の者で住所、氏名等を証する書類（以下「確認

書類」という。)の提示が困難な場合は、保護者の記入による住所証明書の提出をもってこれに代えることができる。

- 2 利用者カードの交付を受けようとする者のうち、市内の会社等で在勤する者は確認書類のほか、勤務先が発行した勤務の状態が確認できる書類を提示しなければならない。ただし、勤務の状態が確認できる書類の提示が困難な場合は、在勤証明書の提出によりこれに代えることができる。
- 3 利用者カードの交付を代理で受けようとする者は、確認書類のほか、代理人選任届を提出しなければならない。ただし、保護者が小学生以下の者の代理申請をする場合は、代理人選任届の提出を省略することができる。

(予約又はリクエスト)

第7条 利用者カードの交付を受けた者は、予約又はリクエストをすることができる。ただし、次に掲げる図書館資料を除くものとする。

- (1) 図書室に所蔵していない漫画
 - (2) 学習参考書、問題集
 - (3) 未刊の図書館資料
 - (4) 禁帯出本
- 2 予約又はリクエストをできる図書館資料の数は、一人につき予約及びリクエストを合わせて15冊を限度とする。
 - 3 予約又はリクエストをした者は、当該図書館資料が貸出可能となってから、7日間は優先して貸出を受けることができる。
 - 4 前項に規定する期間内に当該図書館資料を利用しない場合は、予約又はリクエストは取消したものとみなす。

(様式)

第8条 この要領の規定により使用する様式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年12月20日から施行する。

(経過措置)

2 第5条に規定する貸出しの停止等は、施行期日に既に延滞者又は弁償者である者に対しては施行期日から起算して45日間経過した時点で適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年11月3日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年5月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	住所証明書	第6条
第2号様式	在勤証明書	第6条
第3号様式	代理人選任届	第6条